

## 平取ダム建設に伴う根本的な疑問・質問

「苫東開発計画」で計画された「2ダム1事業（二風谷ダム・平取ダム）は当初工業用水としての利水目的が計画破綻で利水の必要がなくなったにもかかわらず目的を治水に切り替え10年前に二風谷ダムが完成しその直後二風谷裁判で違憲判決が示され我々庶民は判決によって平取ダムはもう作れないものと思っていました。国内外の環境問題に国民も関心が高まり世論の厳しい状況の中、何故今平取ダムを作る必要があるのでしょうか

（前文についての回答）

沙流川総合開発事業は、沙流川に二風谷ダム、支川の額平川に平取ダムの2つの多目的ダムを建設する事業で、昭和57年度の建設着手時より治水を主目的としています。

二風谷ダム訴訟の判決では、「本件において起業者の代理人であるとともに認定庁である建設大臣は、本件事業計画の達成により得られる利益がこれによって失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続を怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする等の対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたことになり、土地収用法二〇条三号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法があるというほかはない。」とされ、また、「原告らの本訴請求をいずれも棄却する」としています。

同判決では、事業認定の対象を「事業の種類を沙流川総合開発事業に係る一級河川沙流川水系二風谷ダム建設工事、起業地を北海道沙流郡平取町字二風谷、字荷負及び字長知内地内とした事業」としています。

沙流川水系の治水対策については、河川整備計画の目標である戦後最大である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても、計画高水位以下で洪水を安全に流下させるために、二風谷ダム・平取ダムで洪水調節を行い、それでも不足する治水対策については、河道整備で受け持つことが適切であると考えています。

質問 (1) 二風谷ダム建設は100年もつはずが10年にして 想定外の堆砂  
 (開発局の発言) 半分近くが埋まりダム建設は失敗ではなかったのか

(回答)

ダム貯水池の堆砂容量は、同一水系や近傍の類似水系に設けられた既設ダムの堆砂実績及び推定式から、その100年分にあたる堆砂量を求める方法が一般的にとられています。

当初の計画においては、二風谷ダムと平取ダムにおいても、近傍の既設ダムの堆砂実績及び推定式から、その100年分にあたる堆砂量を求め、堆砂容量として決定しました。

しかし、沙流川流域においては近年豪雨が頻発し、こうした豪雨によって中上流部の山林において山地崩壊、土砂崩落の増加や、沢に堆積していた土砂の流下により、沙流川流域における土砂生産が従来に比べて非常に大きくなっているのが現状です。

これらにより、二風谷ダムにおいては当初の計画で想定していた以上に流入土砂量が増大し、結果的に貯水池内の土砂堆積が進行したものと考えています。

(資料1)

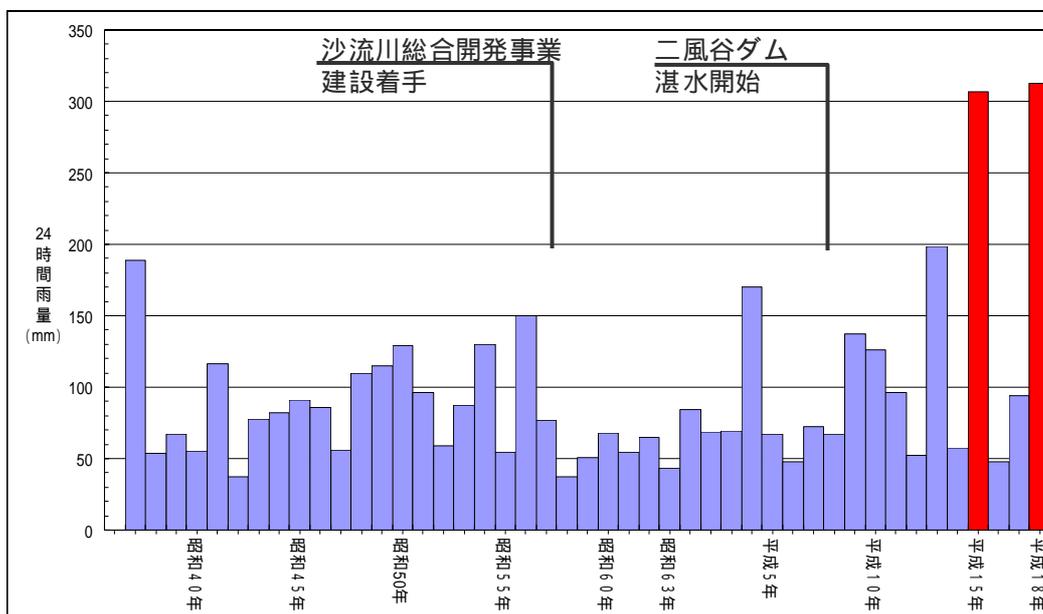


図 平取地点上流域の年最大24時間雨量

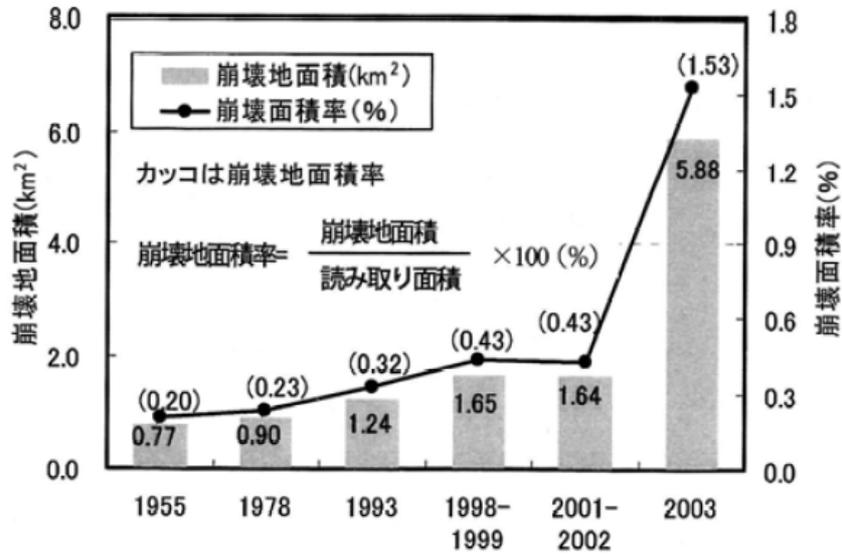


図 額平川流域の崩壊地面積の変遷

表 額平川流域の崩壊地面積及び百分率変遷

撮影年次	S30 (1955)	S53 (1978)	H5 (1993)
額平川 (A=384.0km <sup>2</sup> )	0.77 (0.20%)	0.90 (0.23%)	1.24 (0.32%)
撮影年次	H10-H11 (1998-1999)	H13-H14 (2001-2002)	H15.9 (2003.9)
額平川 (A=384.0km <sup>2</sup> )	1.65 (0.43%)	1.64 (0.43%)	5.88 (1.53%)

出典：平成15年台風10号北海道豪雨災害調査団報告書2004(土木学会水工学委員会)

(2) 予定通り二つのダムを作らなければダムの機能が果たせないのか

(回答)

前文において回答したとおり、沙流川水系の治水対策については、河川整備計画の目標である戦後最大である平成 15 年 8 月洪水と同規模の洪水流量が発生しても、計画高水位以下で洪水を安全に流下させるために、二風谷ダム・平取ダムで洪水調節を行い、それでも不足する治水対策については、河道整備で受け持つことが適切であると考えています。

(資料 2)

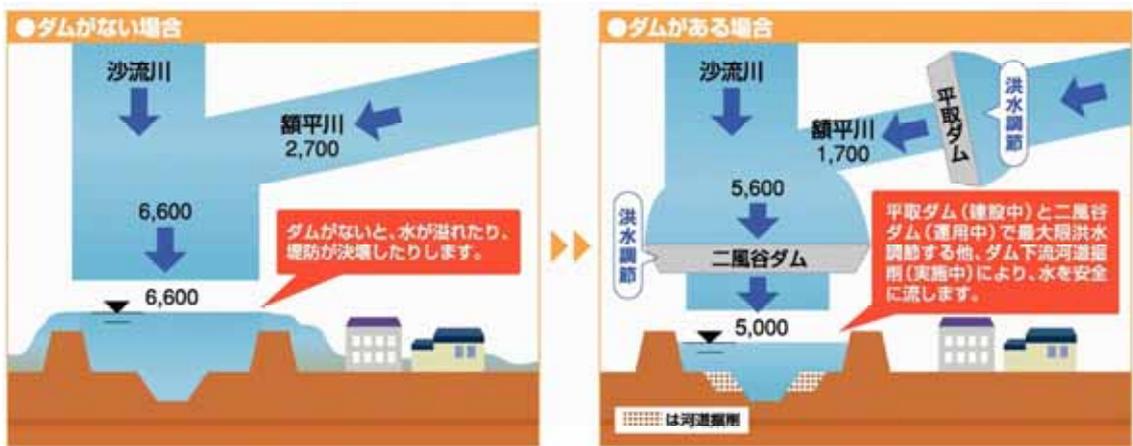


図 沙流川における治水計画の概要

(3) 二風谷ダム裁判の違憲判決を開発局はどの様に受け止めているのか

(回答)

二風谷ダム訴訟の判決では、「本件において起業者の代理人であるとともに認定庁である建設大臣は、本件事業計画の達成により得られる利益がこれによって失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続を怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする等の対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたことになり、土地収用法二〇条三号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法があるというほかはない。」とされ、また、「原告らの本訴請求をいずれも棄却する」としています。

同判決では、事業認定の対象を「事業の種類を沙流川総合開発事業に係る一級河川沙流川水系二風谷ダム建設工事、起業地を北海道沙流郡平取町字二風谷、字荷負及び字長知内地内とした事業」としています。

平取ダム建設工事に伴うアイヌ文化の保全に係る具体的対策については、二風谷ダム訴訟の判決の趣旨、及び平成15年度から17年度にかけて平取町が設置した「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の報告を受け、現在、(社)北海道ウタリ協会平取支部の方々や学識経験者等で構成する「平取ダム地域文化保全対策検討会」で検討して頂いているところです。

(資料3)

表 平取ダム地域文化保全対策検討会開催状況及び委員名簿(平成20年度)

回	月 日	氏 名	所 属
第1回	平成18年 8月23日(水)	貝澤 耕一	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
第2回	平成19年 1月19日(金)	川上 満	平取町長
第3回	平成19年 3月18日(日)	川奈野 惣七	北海道ウタリ協会平取支部支部長
第4回	平成19年 7月22日(日)	木幡 サチ子	北海道ウタリ協会平取支部/平取文化保存会理事
第5回	平成19年11月27日(火)	木村 英彦	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
第6回	平成20年 3月15日(土)	斎藤 憲章	平取町教育委員会教育長
第7回	平成20年10月25日(土)	千葉 良則	平取町議会総務文教常任委員会委員長
		辻井 達一	北海道環境財団理事長
		常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授
		鍋澤 保	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
		西島 達夫	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
		藤澤 佳宏	平取町議会議長

(五十音順/敬称略)

(4) 平取ダム建設にゴーサインを出した当時の「沙流川総合開発事業審議委員会」委員長の東三郎北大名誉教授が平取ダム建設の中止を主張したが何故建設するのか（東氏は砂防工学の専門家で委員長の発言は大変重要です）。  
東三郎氏の発言記事

東三郎委員長の発言記事：平成9年5月1日付北海道新聞は省略

(回答)

沙流川総合開発事業審議委員会の第9回委員会において東委員長より、二風谷ダム訴訟の判決を受け、第2のダムとして平取ダムの建設は許されないとの発言がありました。しかし、その後の新聞で報道されているように、第11回委員会後の記者会見において、東委員長は第9回委員会での発言内容を訂正しています。

(資料4)

表 沙流川総合開発事業審議委員会名簿および経緯

回	月 日	氏 名	所 属
第1回	平成7年9月19日	東三郎	森林空間研究所主宰(北海道大学名誉教授)
第2回 [現地調査]	平成7年10月26日 平成7年10月30日	内田和男	北海道大学経済学部教授
第3回	平成7年11月15日	佐藤朝子	光塩女子短期大学教授
第4回	平成7年11月29日	野島和夫	たぐん総合研究所代表取締役社長
第5回	平成7年12月12日	堀達也	北海道知事
第6回	平成8年1月17日	伊達忠一	北海道議会議員 建設常任委員長
公聴会	平成8年2月26日	中道善光	平取町長
第7回	平成8年3月13日	村上武夫	平取町議会議長
第8回	平成9年4月14日	郡司啓	門別町長
第9回	平成9年5月1日	松平恭司	門別町議会議長
第10回	平成9年5月22日		
第11回	平成9年6月13日		
第12回	平成9年7月7日		

(所属は当時のものである。五十音順/敬称略)

沙流川総合開発事業審議委員会  
答申

1997. 7. 7

本審議委員会は1995年8月18日に設置され、現地調査並びに地元公聴会を含め1996年3月13日までに8回の会合をもち、沙流川総合開発事業計画に沿ったダム建設を巡り自然条件や社会条件について審議した。

その経緯を中間答申にまとめ、苫小牧東部新計画の決定と二風谷裁判の結果を待つこととして休会に入った。

その後1997年2月18日に工業用水量が確定し、同年3月27日の二風谷ダム訴訟判決を受け、同年4月14日に審議委員会を再開し、中間答申後4回の審議委員会の審議によって結論を得たのでつぎのように答申する。

1 二風谷ダムについて

二風谷ダムについては当初の計画に沿って進め、管理上の手続き等を完結すること。

2 平取ダムについて

工業用水の需要量に変更があり、環境問題への社会的要請も強いことから、沙流川総合開発事業計画に沿って平取ダムの構造、機能、運用等について見直し、早期に事業計画を策定すること。

3 これからの事業実施にあたって

二風谷ダムのもたらす新知見を参考にして、額平川流域および沙流川全流域の環境保全に配慮した治水計画を立て、地域住民の意見が反映できるようにすること。

4 審議委員会解散について

今後の沙流川総合開発事業の検討は新河川法の場合に委ね、本審議委員会は本日をもって閉じる。

関連新聞記事

1997年6月14日

北海道新聞

「二風谷ダム判決の効力「平取」に及ばず」

1997年6月14日

朝日新聞

「平取ダム建設許されぬ」委員長発言を撤回」

1997年7月8日

北海道新聞

「平取ダム着工を事実上容認 開発審議委が最終答申」

(5) 違憲判決が示されその後アイヌ文化を軽率にしていた事実関係や環境調査（アセス）の調査中に平取ダム建設予定地のアイヌの整地チノミシリの祈り場をボーリングしていたことは完全な違法行為ではなかったのか

(回答)

平成 15 年度から 17 年度にかけて、平取町が設置したアイヌ文化環境保全対策調査委員会による関連調査により、当該ボーリング調査箇所がチノミシリであることが判明しました。そのため、これ以降、調査が必要な場合には、事前に(社)北海道ウタリ協会平取支部と打合せを行った上で実施しているところです。

二風谷ダム訴訟の判決では、「本件において起業者の代理人であるとともに認定庁である建設大臣は、本件事業計画の達成により得られる利益がこれによって失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続を怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする等の対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたことになり、土地収用法二〇条三号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法があるというほかはない。」とされ、また、「原告らの本訴請求をいずれも棄却する」としています。

同判決では、事業認定の対象を「事業の種類を沙流川総合開発事業に係る一級河川沙流川水系二風谷ダム建設工事、起業地を北海道沙流郡平取町字二風谷、字荷負及び字長知内地内とした事業」としています。

(6) 平取ダム建設で上流の水没するとされる地域の離農される農家等の保証金は支払われたのか総額いくらか

(回答)

平取ダム建設予定地に関わる事業用地の内、農地等の私有地においては、昭和 58 年度から 60 年度にかけて既に補償を行っております。個々の補償額については、個人に関する情報であることから、お示しすることは出来ませんが、学校等の公共補償を含め、二風谷ダムと平取ダムを合わせた補償総額は約 70 億円です。

**(7) 現在行われている付け替え道路の建設予算はいくらか**

(回答)

現在行われている付替道道芽生貫気別線の工事費は、今後も契約手続きを予定していることもあり、正確な数字はお答え出来ませんが、十数億円を見込んでおります。  
なお、昨年度と今年度で契約済みの工事費の総額は約 17 億円強です。

**(8) 富川町議会でダム建設には地域住民の合意が必要と決議されていますが合意が得られなくても建設に着手することもあるのか**

(回答)

平成 16 年 12 月の旧門別町議会の意見書において、「平取ダム建設計画は、沙流川下流住民の安全対策について合意できるまで凍結すること。」との意見を頂いておりますが、平取ダム建設や河道掘削といった沙流川下流の安全対策等について、学識経験者等からなる沙流川流域委員会での審議、FAX 等による関係住民の方々の意見や、北海道知事からの意見を踏まえて、平成 19 年 3 月にこれら沙流川下流の安全対策を盛り込んだ沙流川水系河川整備計画を策定しております。

また、地元の平取町、日高町等に対してもこれらの沙流川下流の安全対策について説明を行ってきており、両町からは、毎年、平取ダム建設の促進について、要望を頂いているところです。

今後とも、地域住民の方々に、より一層理解していただけるよう、引き続き、必要な説明責任を果たして参ります。

**(9) 最近の国内の各地で起こっている脱ダム問題をどの様に受け止めているのか**

(回答)

流域により社会条件や自然条件、歴史等の事情が異なるので、一概にお答え出来ません。